大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）に基づき、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一八―〇―七

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） （削る） 十一・十二　（略）	（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） 十一　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員 十二・十三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二一―〇―九

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） （削る） 十一・十二　（略）	（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） 十一　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員 十二・十三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二二―二―三

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

別記様式表面中「R 0003」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）に基づき、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二四―〇―二

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。